



島根県報

平成26年11月21日（金）

第2,651号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出	（地 域 福 祉 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	2

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	4
---------------------------	----------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		5
------------------------	--	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		5
---	--	---

【正 誤】

平成23年8月12日付け島根県報第2,315号中	（会 計 課）	6
--------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第646号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
あけぼの歯科医院	益田市あけぼの本町3番14号	平成26年12月7日

島根県告示第647号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンタージュンテンドー大庭店

松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業地内保留地4-1街区6画地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年7月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,078平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗東側及び南側 106台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗南東側 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗南西側 66平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗南西側 14立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場南側及び東側並びに北側 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成26年11月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス西川津店 松江市西川津町4096番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年7月12日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,275平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

44台（建物敷地内）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

13台（建物南側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

30平方メートル（建物南側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

12.08立方メートル（建物内東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所（建物敷地南側及び北側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成26年11月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、様式」を削る。

別表第3電気工作物（風力発電設備）の項中	制御装置・保護装	絶縁抵抗測定	2年	を
	置	その他各種測定 試験	適時	

制御装置・保護装 置	継電器試験	3年	に、同表電気工作物（太陽光発電設備）の項中「遮断機」を「遮断 器」に改める。
	その他各種測定 試験	適時	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県病院局管理規程**島根県病院局管理規程第11号**

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第9条第1項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

島根県病院局告示**島根県病院局告示第3号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から施行する。

平成26年11月21日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受けた医薬品のうち、使用薬剤の薬価（以下「薬価基準」という。）に記載されていないものの投与に係る薬剤料の項及び薬価基準に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

正 誤

平成23年8月12日付け島根県報第2,315号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

5

島根県告示第
562号中

誤

株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局	
楽天銀行株式会社	日本国内に所在する本店及び支店	県の公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用したものに限る。）

正

株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局	
楽天銀行株式会社	日本国内に所在する本店及び支店	県の公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用したものに限る。）